

議案第18号

北本市いじめ防止対策推進条例の一部改正について

北本市いじめ防止対策推進条例の一部を次のように改正する。

令和8年2月19日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例

北本市いじめ防止対策推進条例（令和元年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第29条中「総務部人権推進課」を「総務部総務課」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。